

新規購入予定のワゴン車両について(案)

1.経緯、目的

- ・令和4年4月11日(月)に発生したていワゴンの交通事故により、運行車両は廃車となり、代替車両にて運行している状況である。
- ・新車両を購入し、ていワゴン運行のための車両変更の届出を行うため、協議会へ諮るもの。

2.運行コース

ていワゴン「宮寺コース」、「二本木コース」、「武蔵藤沢駅コース」

3.運行事業者

豊岡丸大タクシー株式会社

4.仕 様

車種	トヨタ ハイエースワゴン
ボディタイプ	ロングワイドボディ(GL)
定員(旅客定員)	10人(9人)
駆動方式	2WD
排気量	2,700CC
ボディカラー	ホワイト
ボディ全長	4,840 mm
ボディ全幅	1,880 mm
ボディ全高	2,105 mm



※乗合バスの架装を施すものとする。(降車ボタン、手すり等)

※車体ラッピングは従来どおりとする。

5.車いすの改造について

約4年間における車いすの利用実績を踏まえ、車いすに対応する改造はしないものとし、移動円滑化基準適用除外認定申請を行うものとする。

【参 考】 バリアフリー法の適用除外について

車両の新規購入の際には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）において、車椅子による乗車が可能であること等のバリアフリー基準の適合が義務付けられている。しかし、移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領（平成27年2月26日国自技第168号）において、車両総重量5t以下であって乗車定員23人以下の自動車については、地方運輸局に申請し認定を受けることで、移動等円滑化基準の適用除外となる。